護に関する情報等（当該被保険者に係る療養に関する情報並びに健康診査及び保健指導に関する記録並びに特定健康診査及び特定保健指導に関する記録、国民健康保険法の規定による療養に関する情報並びに介護保険法の規定による保健医療サービス及び福祉サービスに関する情報をいう。）に係るデータベース（情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）であって、国保連合会が構成するものを用いて提供する方法その他適切な方法により行うものとする。

第六節　後期高齢者医療診療報酬審査委員会

第七節　後期高齢者医療診療報酬特別審査委員会

（法第百六十五条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事務）

第百二十条　（略）

一・二　（略）

三　法第百二十五条第一項の規定による高齢者保健事業の実施

四　（略）

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第二条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第三章の二　（略）	第一章～第三章の二　（略）
第三章の三　保健事業（第三十二条の三十二の二―第三十二条の三十二の四）	（新設）
第三章の四　都道府県国民健康保険運営方針（第三十二条の三十二の五）	第三章の三　都道府県国民健康保険運営方針（第三十二条の三十二の二）
第四章～第六章　（略）	第四章～第六章　（略）
附則	附則

第五節　後期高齢者医療診療報酬審査委員会

第六節　後期高齢者医療診療報酬特別審査委員会

（法第百六十五条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事務）

第百二十条　（略）

一・二　（略）

三　法第百二十五条第一項の規定による保健事業の実施

四　（略）

（新設）

第三章の三　保健事業

（法第八十二条第四項の厚生労働省令で定める情報）

第三十二条の三十二の二　法第八十二条第四項の厚生労働省令で定める情報は、被保険者の身体的、精神的及び社会的な特性に関する調査により得られた情報であつて、法第八十二条第三項に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業、高齢者の医療の確保に関する法律第百二十五条第一項に規定する高齢者保健事業又は介護保険法第百十五条の四十五第一項から第三項までに規定する地域支援事業の実施に必要な情報とする。

（市町村又は後期高齢者医療広域連合が行う情報又は記録の写しの提供）

第三十二条の三十二の三　法第八十二条第四項の規定により情報又は記録の写しの提供を求められた他の市町村又は後期高齢者医療広域連合は、同条第五項の規定により当該情報又は記録の写しを提供するに当たつては、被保険者に係る医療及び介護に関する情報等（被保険者に係る療養に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に関する情報及び同法第百二十五条第一項に規定する健康診査及び保健指導に関する記録並びに同法第十八条第一項に規定する特定健康診査及び特定保健指導に関する記録並びに介護保険法の規定による保健医療サービス及び福祉サービスに関する情報をいう。）に係るデータベース（情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）であつて、連合会が構成するものを用いて提供する方法その他適切な方法により行うものとする。

（新設）

（保健事業の支援に係る情報提供）

第三十二条の三十二の四　法第八十二条第十二項の規定による都道府県内の市町村に対する情報の提供の求めは、次に掲げる情報について、当該市町村に通知して行うものとする。

一　被保険者の氏名、住所、電話番号、生年月日及び性別

（新設）